

健康かいづか応援企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3期健康かいづか21における貝塚市健康増進計画の基本目標である「生活習慣の改善」、「生活習慣病の予防・重症化予防」及び「地域で取り組む健康づくり」を達成するため、市民の健康づくりに関する取組を支援する企業（以下「応援企業」という。）を登録し、もって企業による多面的かつ有効性の高い支援を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 応援企業の登録の対象となるものは、企業又は団体（公益法人、一般法人、NPO法人等）（以下「企業等」という。）で、市民の健康づくりに関する取組を支援するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する企業等は対象外とする。

- (1) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員が役員となっている企業等又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である企業等
- (2) 法令等に違反している企業等（違反の疑いのある企業等を含む。）
- (3) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする企業等
- (4) 市税を滞納している企業等
- (5) その他市長が適当でないと認める企業等

(取組)

第3条 応援企業は、市民の健康づくりを応援する物資、人材、場所、技術、情報、媒体、資金等の提供を行うものとする。ただし、市長が適当でないと認める活動は、応援企業としての活動の対象外とする。

(申込等)

第4条 応援企業として登録を希望する企業等は、健康かいづか応援企業登録申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を市長に提出する。

2 応援企業は、登録内容に変更があったときは、健康かいづか応援企業登録変更届（様式第3号）を市長に提出する。

(審査及び登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録申込書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められる企業等を登録する。この場合において、登録した応援企業の名称等を市のホームページ又は広報紙に掲載する。

(抹消)

第6条 次に掲げる事項に該当するときは、当該応援企業の登録を抹消する。

- (1) 第2条ただし書に掲げる事項に該当すると市長が認める場合
- (2) 応援企業から健康かいづか応援企業登録辞退届（様式第4号）が提出された場合
(活動状況等の報告)

第7条 応援企業は、毎年度の活動状況等を翌年度5月末日までに、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、応援企業に対しその活動状況等について、報告を求めることができる。

(表示)

第8条 応援企業は、応援企業である旨を表示するときは、企業名とともに使用することとし、特定の商品名とともに使用してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、健康かいづか応援企業登録制度の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。